

保証協会の経営支援について

福島県信用保証協会をご利用される皆様へ

あなたの経営課題の解決をサポートします

保証協会による金融と経営の一体的支援を強化します!!

専門家派遣事業
経営安定化支援事業(経営改善助成事業)

専門家派遣事業のご案内
福島県信用保証協会では、お客様(中小企業の皆様)が抱える問題、経営課題に対して、福島県中小企業診断協会と連携し、お客様のニーズに応じて、専門家である中小企業診断士の派遣を実施しております。
この派遣に係る費用は、すべて当協会が負担いたしますので、お客様は **無料** でご利用いただけます。

専門家派遣とは
中小企業の方が抱える、経営、技術、人材、情報等の各種課題に対し、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いもすることです。

専門家派遣事業をご利用いただける方

- 当協会を利用されている事業者の方で、経営の安定に支障が生じているが、経営課題の解決により経営状況の改善が見込まれ、この解決のために専門家派遣を希望される方。
- 当協会の利用がなく、経営課題解決のための専門家派遣を希望される方もお気軽にご相談ください。

中小企業の皆様、こんな悩みをお持ちではないですか?

- 販路拡大、マーケティング戦略やブランド戦略など、専門的な相談ができます
- 工程管理や生産計画の精度向上、5Sなど、効率的な製造の現場のための改善について相談できます
- 小売店や飲食店など、店舗づくり、メニュー、価格など、全般について相談できます

保証協会を通じて経営のプロに相談すれば、金融と経営を一体的に改善できる!?

保証協会職員と福島県中小企業診断協会所属のプロの中小企業診断士が、中小企業・小規模事業者の皆様に着目添って、課題解決のお手伝いをしています!

相談無料 **秘密厳守**

まずは、保証協会の経営支援室、または福島営業店・各支店窓口にご相談ください。

お気軽に、いつでも、どこにでも!!

ご連絡は裏面をご覧ください。

福島県信用保証協会

専門家の派遣回数

経営診断のための派遣として原則3回。ただし、事業者の方のご希望と専門家の判断、当協会が必要性を認める場合は、最大5回まで延長可。
加えて、経営改善計画策定支援、助言のために、さらに3回~5回(経営診断のための派遣と同様)の派遣も可能です。ただし、経営改善計画策定支援については、取引金融機関が策定をお手伝いし、その後も当該金融機関にモニタリングしていただくことを前提としています。

最大10回

当協会職員によるアフターフォロー

専門家派遣の場合には、原則として当協会職員が同席すると共に、一定期間経過後、改善の進捗状況について、金融機関のモニタリングを踏まえたアフターフォローを行います。

ご利用の流れ

事業者の方が当事業をご利用されるにあたって、基本的な流れは以下のとおりです。

事業者	信用保証協会	専門家
① 経営診断申込書	② 問題、課題の整理	
	③ 派遣可否の決定	④ 診断依頼、受託
	⑤ スケジュール調整	
金融機関の策定支援とモニタリング		⑥ 経営診断・助言の実施、報告書*
⑧ 経営改善計画策定		⑦ 経営改善計画策定支援のための助言
⑨-1 計画書の提出	⑧ 謝金、旅費の支払い	⑨ 受領
	⑩ アフターフォロー	

* 経営診断のみの場合は、⑥→⑨へ

お問い合わせは **あなたの事業のコンサルタント** **福島県信用保証協会 経営支援室**
TEL.024-526-1520 FAX.024-573-8489

お客様の窓口は

福島営業店	郡山支店	白河支店	会津支店	いわき支店	相双支店
福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 10F	郡山市清水台1-3-9 郡山商工会館3F	白河市津場小路96-5	会津若松市南千石町2-9	いわき市字材木町3-1	南相馬市原町区本町1-3
TEL.024-526-1530 FAX.024-533-8721	TEL.024-932-2769 FAX.024-925-2637	TEL.0248-24-0156 FAX.0248-24-1419	TEL.0242-23-9171 FAX.0242-23-9173	TEL.0246-23-3570 FAX.0246-25-5729	TEL.0244-23-5105 FAX.0244-24-5905

ご注意
本事業は、「経営改善計画策定支援事業(一定の要件の下、経営改善革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が経営改善計画策定支援機関より助言する経営改善計画策定支援に関する計画策定費用及びフォローアップ費用の負担について、経営改善センターが50%の2(上限500万円)を負担するもの)」とは異なります。

▲ 経営安定化支援事業リーフレット

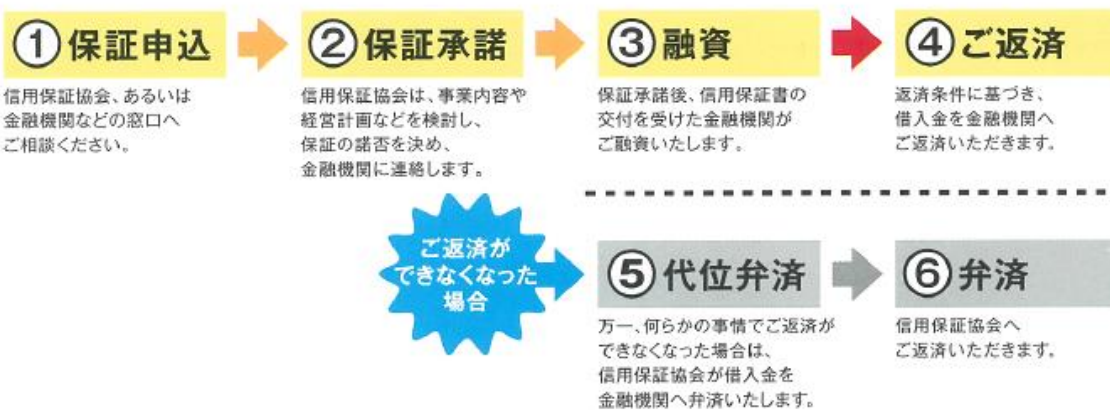
平成 27 年 8 月 8 日 (土)

目次

1. 信用保証協会について	3~5
2. 福島県信用保証協会の経営支援について	6
3. 保証協会の経営支援の流れ	7
4. 経営安定化支援事業	
6	
5. 経営改善計画策定支援事業補助（405 事業）	9
6. 経営支援体制について	10
7. 専門家派遣について	11~12

1. 信用保証協会について

(1) 信用保証制度の仕組み



(2) ご利用いただける方

① 資本金・従業員

業種	資本金	従業員
製造業など(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

② 資金使途

- ・ 中小企業の皆様が事業経営に必要な運転資金・設備資金等の事業資金であること。
- ・ 生活資金等、消費性資金などは対象となりません。

③ 許可・認可・届出について

- ・ 以下に記載する許可等を必要とする場合、その許可の確認が必要となります(原則許可名義人と借入人が一致していること)。

許認可等業種一覧	
食料品製造業	病院、診療所、助産所
食料品販売業	宅地建物取引業
飲食店・喫茶店	酒類製造業
建設業	酒母・もろみ製造業
一般旅客自動車運送事業	酒類販売業
特定旅客自動車運送事業	第1種高圧ガス製造業
一般貨物自動車運送事業	液化石油ガス販売業
特定貨物自動車運送事業	一般労働者派遣事業
旅館業	家畜商
古物営業	浄化槽清掃業
薬局	興行場
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	浴場業
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	測量業
医薬品販売業	砂利採取業
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	採石業
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	建築士事務所
医療機器修理業	電気工事業
一般廃棄物処理業	自動車分解整備事業
産業廃棄物処理業	揮発油販売業
特別管理産業廃棄物処理業	揮発油特定加工業
有料職業紹介事業	軽油特定加工業
※老人介護事業(グループホーム、デイサービス他))については、事業者指定を確認する。	

④ 保証の対象となる業種

- ・ 中小企業の方であれば、ほとんどの業種が対象となっております。
- ・ 但し、農林漁業（一部対象業種あり）、遊興娯楽業の一部、飲食業の一部、金融業及び宗教学法人、学校法人、非営利団体等は対象外となっております。
- ・ 保証対象業種で、許認可を必要とする業種は、その許認可、届出が必要となります。創業にあたり、これから取得する場合の対応も可能です。ご相談ください。

(3) 信用保証の限度額

	個人・法人	組合
一般保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
無担保無保証人保証	1,250万円	1,250万円

※ 他に特例等により別枠で利用できる制度があります。

また、保証限度額まですべての方が利用できるとは限りません。

無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。

(4) 信用保証料

1期目の事業申告、決算申告を終えていなければ5区分となります。

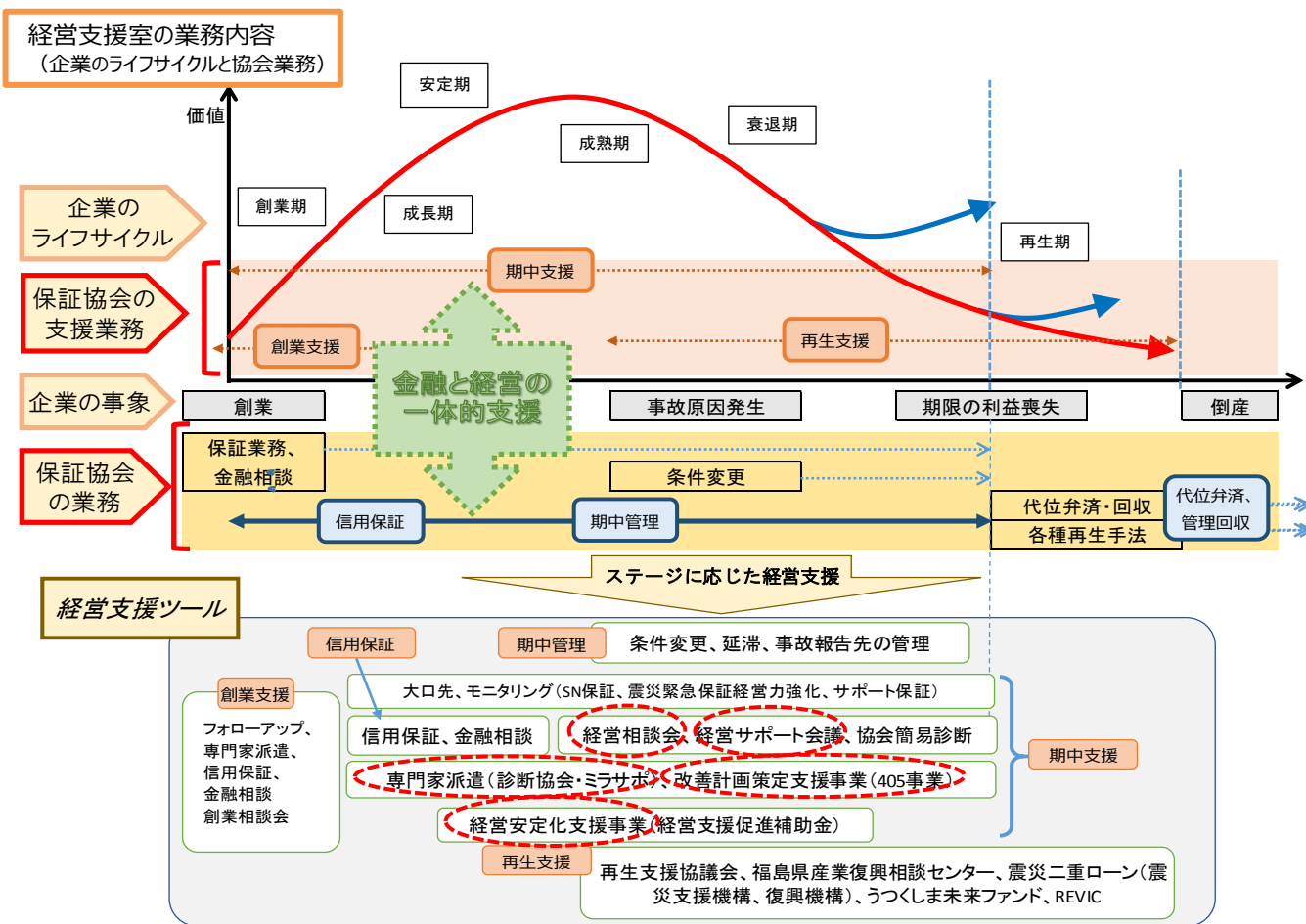
- ・ 経営状況（決算内容等）に基づき保証料率は1～9区分の9段階となります。

(単位: %)	1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分
一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
福島県起業家支援保証制度	1.25	1.15	1.00	0.85	0.75	0.70	0.60	0.40	0.25
創業等関連保証制度	0.90								
創業関連保証制度	0.85								

(5) 経営支援業務の変遷

日付	保証協会を取り巻く環境（背景）	内容・備考
H17.6	中政審「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」公表	・協会において、経営支援・再生支援に係る金融関連サービス強化の必要性を指摘
H17.9.30	企業支援チーム設置	保証協会内の中小企業診断士1名が参加
H18.1～	求償権放棄、不等価譲渡、求償権消滅保証取扱開始	
H18.4～	求償権劣後化（DDS）の取扱開始	
H18.6～	再生審査会設置	「創業計画中または創業後5年以内（創業・再挑戦の場合）」或いは「事業継続中（再生の場合）」であって、「誠実な返済の履行により債務償還可能」な求償権先を対象に検討→計画策定のサポート→審査会
H19.8～	創業・再挑戦審査会設置	
H20.4.1	経営相談課設置（企業支援チーム解散）	中小企業診断士2名が配属
H20.9	リーマンショック	H20.10～ 原材料価格高騰対応等緊急保証制度
H21.3～	「中小企業金融円滑化法」施行	当初 H23.3.31 迄、最終 H25.3.31 迄延長
H23.3.11	東日本大震災	H23.5～ 東日本大震災復興緊急保証制度
H25.4.1	経営支援室設置	中小企業診断士4名が配属
H26.2～	保証付債権劣後化（DDS）の取扱開始	条件変更手続きにより資本的劣後債権に転換

2. 福島県信用保証協会の経営支援について



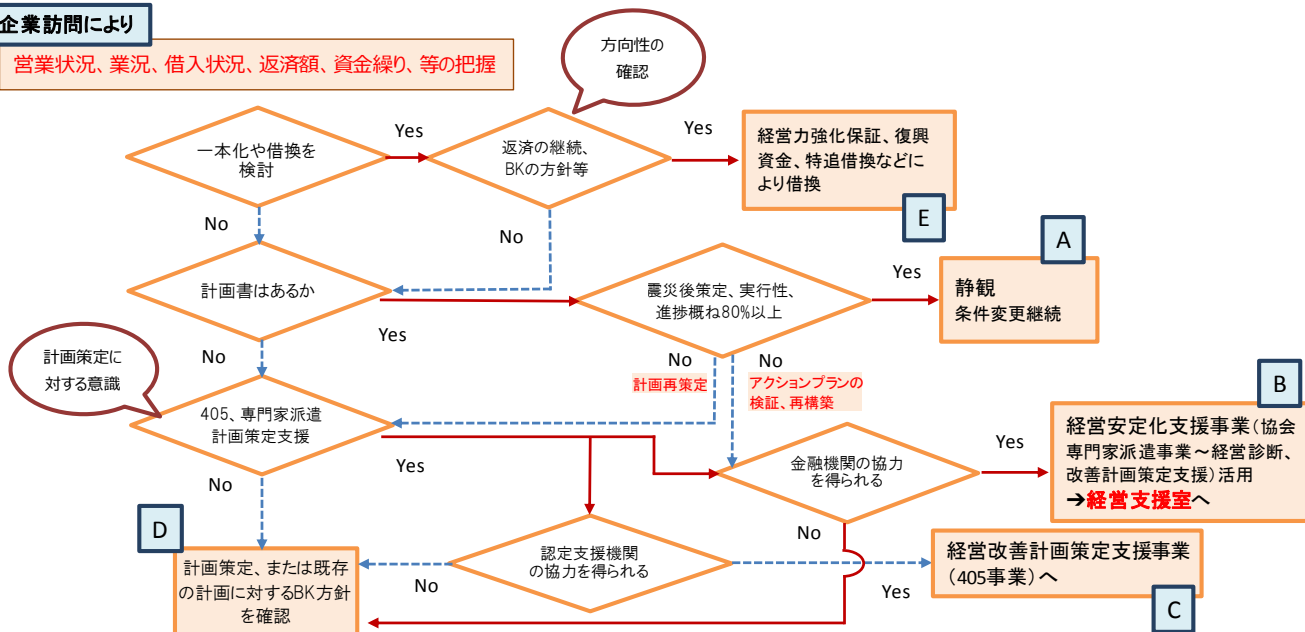
主な経営支援の内容

【支援ツール】	【対 象】	【内 容】
創業・ 経営相談会 (年 12 回開催)	・創業～県内での創業予定者、創業まもない事業者 ・経営～県内の中小企業・小規模事業者	・当協会の営業店・支店内に相談会場を設置し、対象事業者に対して、財務分析を主体とした経営アドバイス、資金調達に関するアドバイス、経営戦略のサポート、等を行う。
専門家 派遣事業 (診断協会提携)	・原則、協会を利用している先で、経営の悩みを抱え、経営の向上意欲がある企業	・福島県中小企業診断協会と提携し、企業のニーズにあったプロのコンサルタントを派遣し、経営診断や経営課題に対する解決策の提案、経営改善計画の策定支援等の支援を行う。
(ミラサボ経由)	・県内の中小企業・小規模事業者	・中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向け支援ポータルサイト【ミラサボ】を通じた専門家派遣。
中小企業経営 サポート会議	・経営改善計画を策定するなど、真摯に経営改善の努力を行っており、金融機関間での金融調整を希望する事業者	・経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進する。
経営安定化 支援事業 (経営支援 促進補助金)	・経営安定に支障をきたしている、またはそれが懸念されるが、経営支援により改善が見込める事業者	・経営安定に支障をきたしていると判断される事業者を対象に企業訪問し、専門家派遣や経営改善計画策定支援を通じ、対象企業の経営改善、事業改善を図る。(→詳細は後述)
経営改善計画 策定支援事業 補助 (405 事業)	・認定支援機関による支援を受けて改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す事業者 ・協会補助には、協会利用先で原則経営サポート会議が必要	・金融支援が必要な事業者が、認定支援機関(外部専門家)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、それに要する費用について総額の 2/3(上限 200 万円)まで負担する。 ・当協会は協会利用先に対し、自己負担部分(1/3)について 20 万円を上限に費用補助を行う。

3. 保証協会の経営支援の流れ

企業訪問により

営業状況、業況、借入状況、返済額、資金繰り、等の把握



- * 直近の決算書を確認する。
- * 計画書の有無を確認する。
 - 計画の進捗状況、実行性、具体性はどうかについて検証されているか
- * 目的は “専門家を派遣すること”、“計画書を作ること” ではない。
 - 改善のための助言、計画策定、支援機関の支援体制の構築。そのための手段としての「専門家派遣」、「経営改善計画策定支援事業」である。

A 震災後に計画を策定しており、現在もその計画に沿って行動している、進捗状況は概ね 80%以内で推移しており、全社がその方向に向かっており、今後も実行可能な計画である、場合は、当面静観といたします。

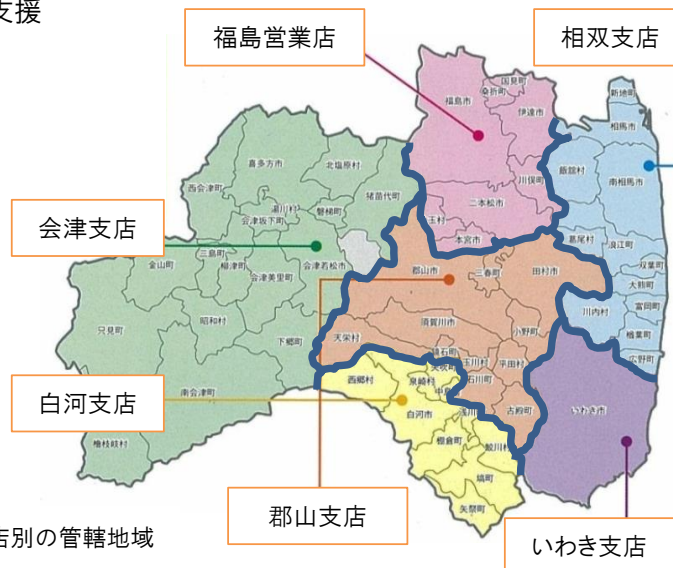
B、C 協会経営支援室、または当協会管轄の営業店・支店までご連絡下さい。

→ 後述の経営安定化支援事業、経営改善計画策定支援事業(405 事業)の説明へ

D 計画未策定、計画書があっても計画期間が到来している、実行性が乏しい、という状況に対して、B、C の活用ができない場合は、事業者の認識、金融機関の経営支援方針を確認し、改めてご説明いたします。(B、C の選択を協議、または、メインバンクにイニシアティブをとっていただき、期限を定めて実行性のある計画書の作成を促します。)

現況及び実態を踏まえ、事業再生を念頭に、再生支援協議会の他、第三者機関への相談も検討します。

E 借換資金、併せて新規融資にも対応します。



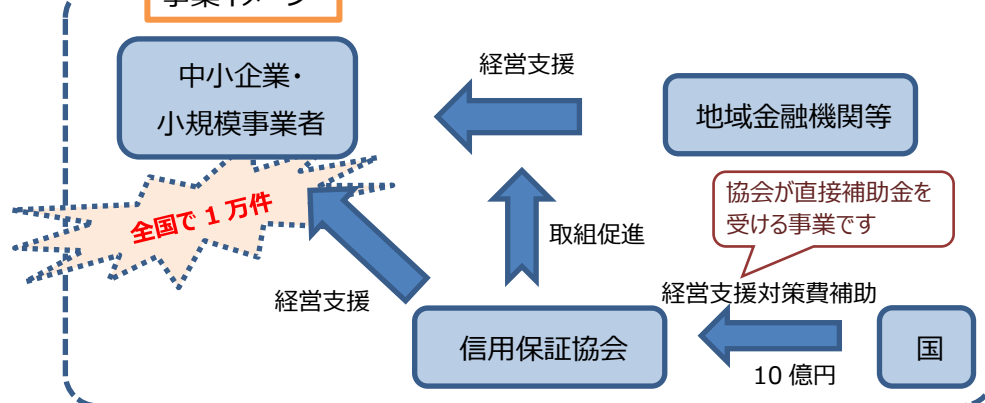
営業店・支店別の管轄地域

4. 経営安定化支援事業（経営支援促進補助金）中小企業庁 平成 26 年度補正予算（10 億円）

事業の概要・目的

- 経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、保証協会において、地域金融機関と連携した協会保証付融資を利用している中小企業者に対する経営支援の取組を一層強化する。
- 中小企業等への経営支援を強化することにより、保証協会に生じるコストの一部について補助することで、経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者に対する支援を積極的に実施できるようにする。

事業イメージ



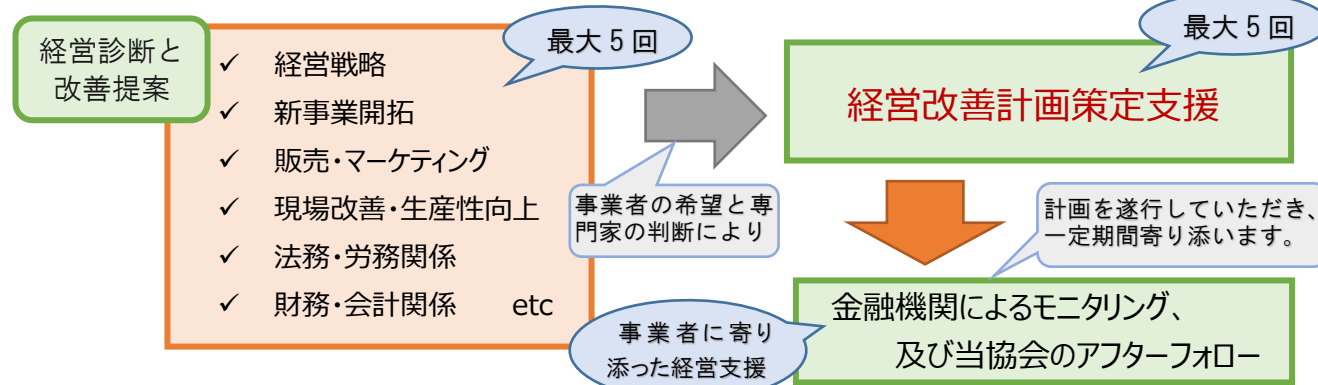
当該事業と専門家派遣事業の関係

- H25.6 より開始している『専門家派遣事業』を拡充、変更したものですので、**当協会の利用がある事業者の方であれば、どなたでも利用できます。**
- 経営安定化支援事業は、**拡充変更した専門家派遣事業を活用することで、経営支援及び支援機関の取組みを強化するもの**です。

専門家のサポートメニュー

無料です！

経営全般はもちろん、以下の具体的分野のほか、経営改善計画の策定に対してもサポートいたします。



- * 経営安定化支援のため、特に条件変更先、または条件変更が懸念される事業者の経営改善、事業改善にご活用ください。
- * 経営診断後の経営改善計画策定を想定する場合、顧問の税理士が認定支援機関ではない（または計画策定に消極的な）場合、に有効です。
- * 問題点の抽出や課題の整理をする前でも、当協会にてご相談に応じますので、お声をかけてください。（事業者へ当協会の経営支援メニューの提案に伺い、経営改善、経営支援のために寄り添います。）
- * 金融機関によるモニタリングは、3～6 か月毎に3年間、行っていただきます。（モニタリングの中で、アクションプランの再構築や新たな課題への対応が必要な場合は、当協会にご相談ください。）

《ご注意》 本事業は、「経営改善計画策定支援事業（一定の要件の下、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが3分の2（上限 200 万円）を負担するもの）」（いわゆる405事業）とは異なります。

5. 経営改善計画策定支援事業補助（405 事業）

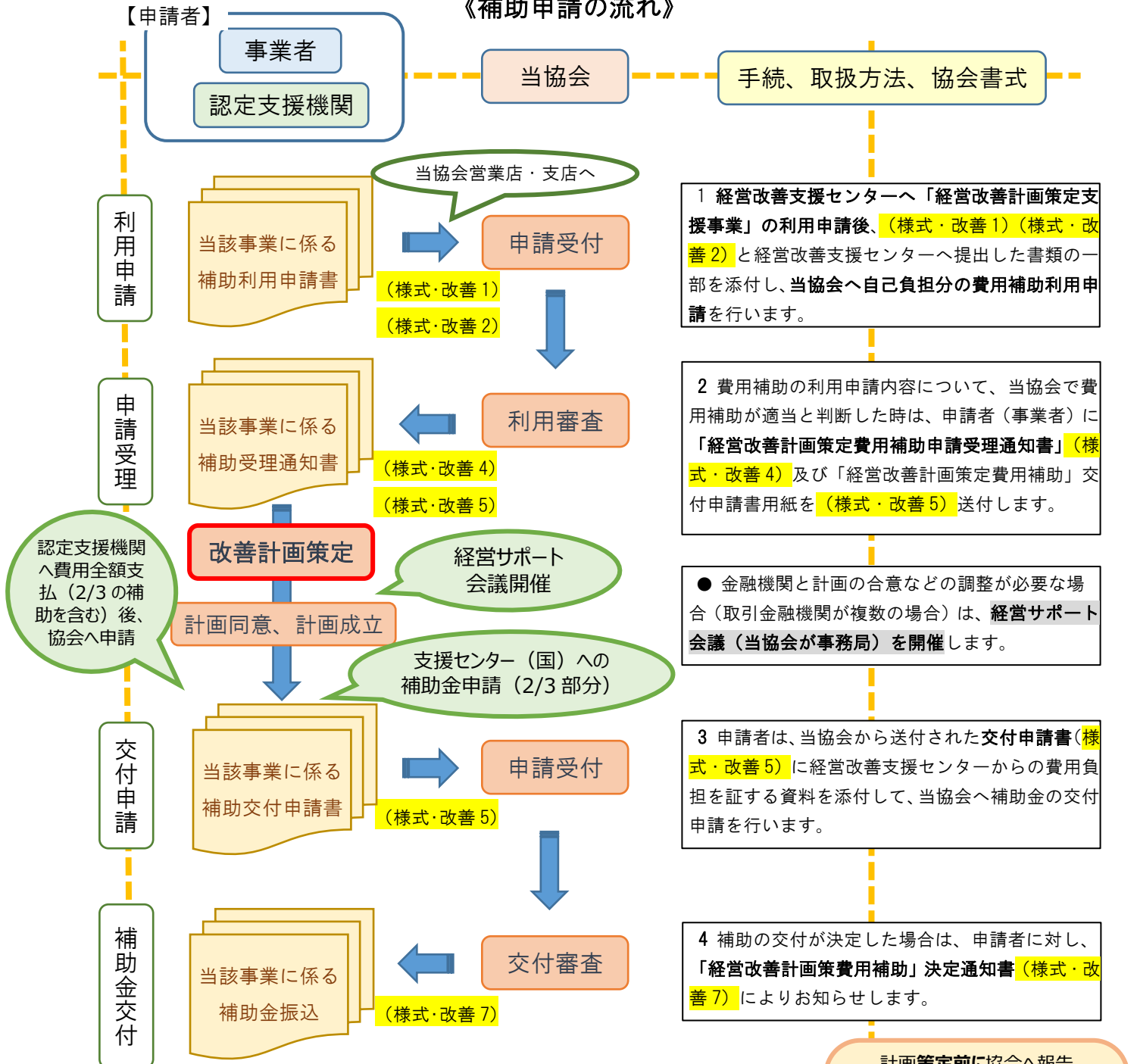
診断能力研究会

当協会では、国の支援事業の利用により、自ら経営改善に取り組もうとする意欲ある中小企業を支援するため、経営改善計画策定のための費用の補助事業をしています。

これは、国が実施する「認定支援機関により経営改善計画策定支援事業」に基づき、当協会が県内中小企業者の経営改善策定に積極的に関与するとともに、当該事業に係る費用のうち、自己負担部分の80%（上限20万円、ただし自己負担部分が10万円以下の場合全額、10万円を超える場合、自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額）を補助し、中小企業者の負担軽減を図るものです。ぜひご活用ください。

詳しくは、当協会経営支援室、営業店・支店へご照会いただくか、当協会ホームページをご覧ください。

《補助申請の流れ》



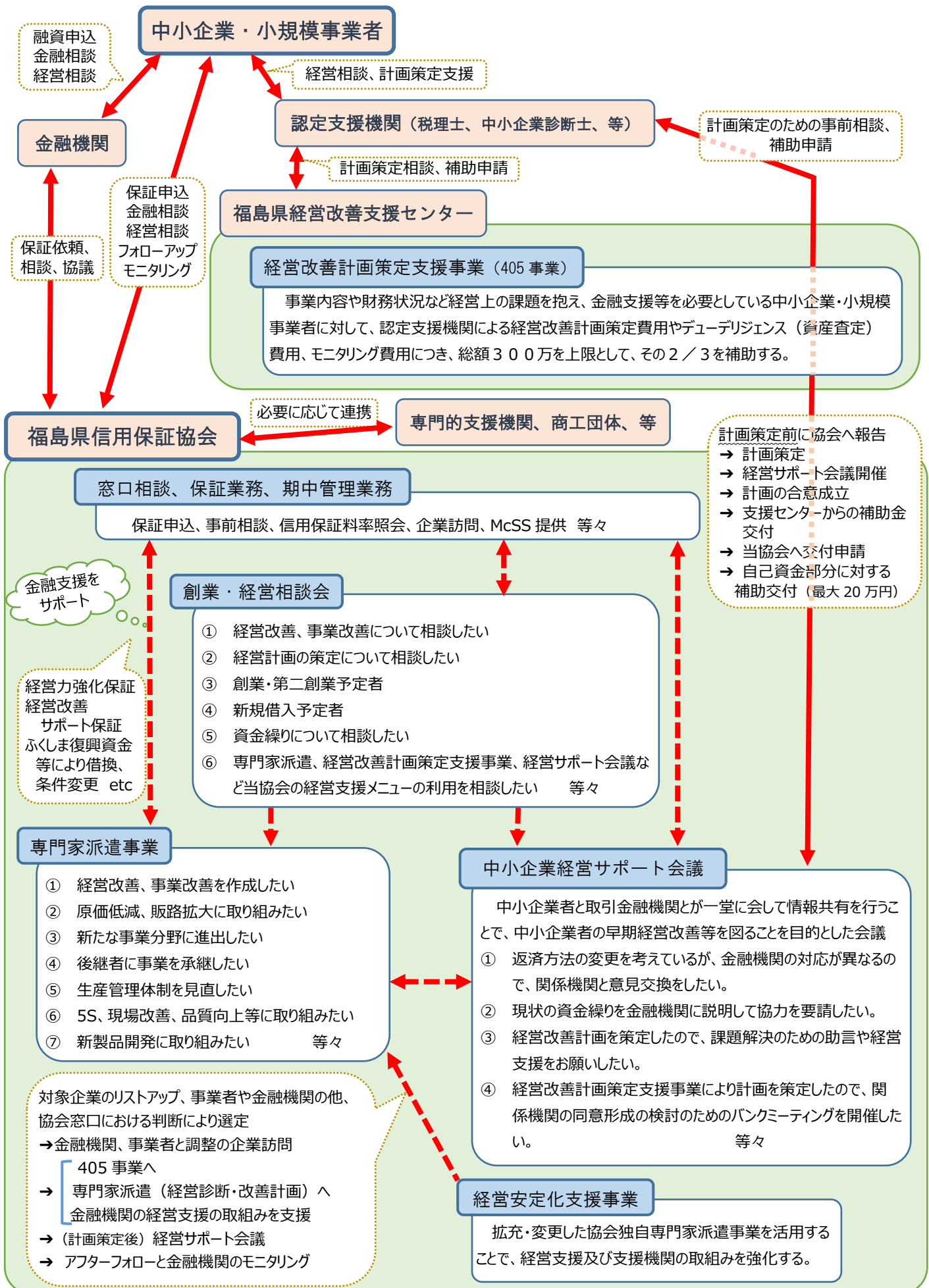
◎ 次の要件のすべてに該当する事業者が費用補助の対象となります。

- ① 当協会の利用がある事業者
- ② 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、保証協会が費用補助を認めた事業者
- ③ 原則として、経営サポート会議（バンクミーティング）を活用する事業者（ただし、単一の金融機関との取引のみであれば、開催は任意の判断とします。）

注意事項

- 計画策定前に協会へ報告
- 計画策定
- 経営サポート会議開催
- 計画の合意成立
- 支援センターからの補助金交付後、当協会へ交付申請
- 自己資金部分に対する補助交付（最大20万円）

6. 経営支援体制について



7. 専門家派遣について

(1) 保証協会の専門家派遣事業

- 保証協会における専門家派遣事業は、福島県中小企業診断協会と平成 25 年 6 月 11 日付にて業務基本契約を締結しています。
- 契約内容は、当協会が診断協会へ、経営診断業務について中小企業診断士の斡旋を委託、1 回 20,000 円（旅費込み）、3 回までの派遣を行ってきました。
- 平成 27 年度より、経営診断業務として、原則 3 回、最大 5 回、時間単価 10,000 円/h、加えて、経営改善計画策定支援業務として、原則 3 回、最大 5 回、時間単価 10,000 円/h（経営診断業務に同じ）に改正しました。また、謝金に含めていた旅費（交通費）を別途支払うこととしました。
- なお、対象となる事業者については、従来「当協会の利用者」としていましたが、今回「経営の安定に支障が生じており、経営課題の解決により経営状況の改善が見込まれ、この解決のために専門家派遣を希望される方。」を条件とすることで、当該事業者の需要を喚起しています。

◆ 専門家派遣実績（ミラサポを除く）

年度	企業数	実施回数
平成 25 年度	2	6
平成 26 年度	18	30
（うち、派遣中止）	（2）	
（うち、受付のみ）	（4）	

(2) 平成 27 年度の拡充・変更内容と注意点

	拡 充 、 変 更 後	現 行
契約業務	経営診断業務、経営改善計画策定支援業務（*） * 計画策定の場合は、金融機関においてモニタリング（3～6 か月毎、3 年間）をお願いします。	経営診断業務
終了時の提出物	診断報告書、専門家派遣業務従事証明書（診断内容報告を含む。改善計画書は事業者より提出を受ける。）	診断報告書
派遣回数	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則 3 回、ただし、対象企業の要望があり、担当診断士が応じ、当協会が認めた場合は、最大 5 回までの派遣が可能 ● 経営改善計画策定支援に係る派遣についても、別途、経営診断と同様の回数とする。（最大合計 10 回の派遣が可能となる。） 	最大 3 回

- 変更後の派遣回数は、「最大 10 回」としているが、あくまでも、**経営診断業務と計画策定業務はそれぞれ 5 回まで**である。（例えば、診断が 3 回で終わっても、計画に費やせる回数は 5 回まで）
- 経営診断業務、計画策定業務それぞれに対して、**協会宛の所定の申込書、診断報告書、毎回の従事証明書（診断内容報告を含む）、及び請求書の提出を受けること。**
- 金融機関のモニタリングは、任意の書式とする。なお、**計画策定支援のための専門家派遣を開始する際は、金融機関及びその担当者から了解を得ること。**（現状では、特に様式はないので、いつ誰に確認した旨を報

告書等に記載すること。また、**当該金融機関担当者には、初回派遣及び最終回には必ず同行してもらい、その意思を確認すること**)

- 計画策定支援は、あくまでも事業者が策定する計画に対する支援であり、派遣専門家が策定するものではない。派遣専門家主導で進めるのではなく、経営診断を踏まえ事業者の判断で計画策定の依頼に基づき、協会が判断すること。よって、前記のとおり、計画策定支援にあたっては、改めて所定の申込書を受けることとなる。

以上、中小企業診断協会 との協議結果

H27.5.25 (月) 福島県信用保証協会 経営支援室

(3) 診断内容報告

(4) 従事証明書